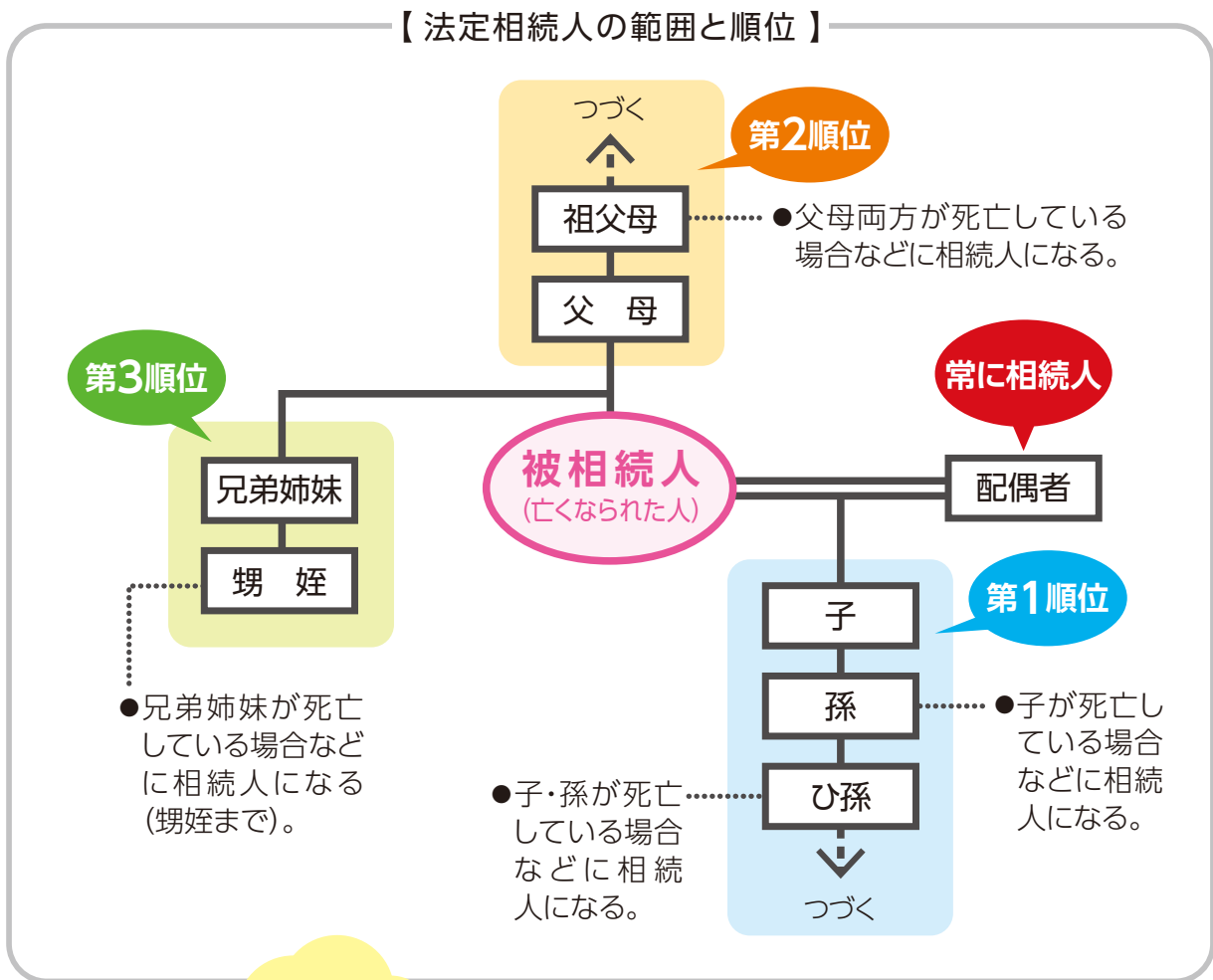


財産を相続できる人や順位は、民法で決められており、**ご家族なら誰でも権利があるというわけではありません。**

このように、民法で定められている相続の権利がある人を「法定相続人」といいます。**配偶者は常に法定相続人**となり、第1順位は子、第2順位は父母、第3順位は兄弟姉妹です。先の順位の人がいなくても後の順位の人が法定相続人となります。

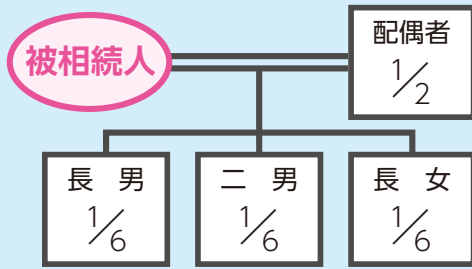


家庭ごとに
ちがうのね。
うちの場合は
どうかしら？

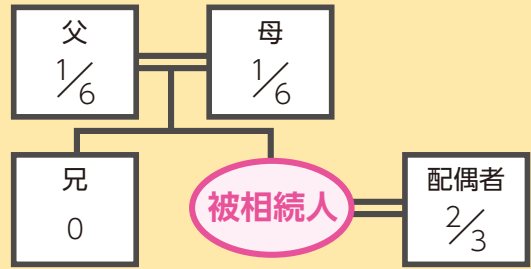


.....次ページへ.....▶

【子ども(第1順位)が相続するケース】

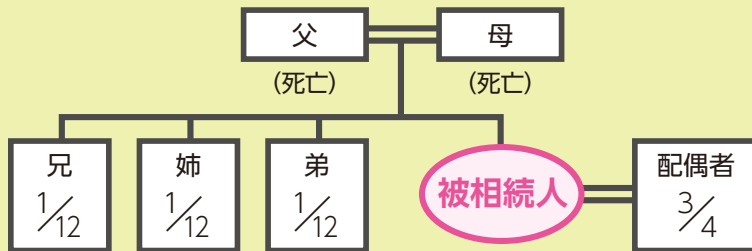


【父母(第2順位)が相続するケース】



※被相続人と配偶者との間に子どもがいないケース

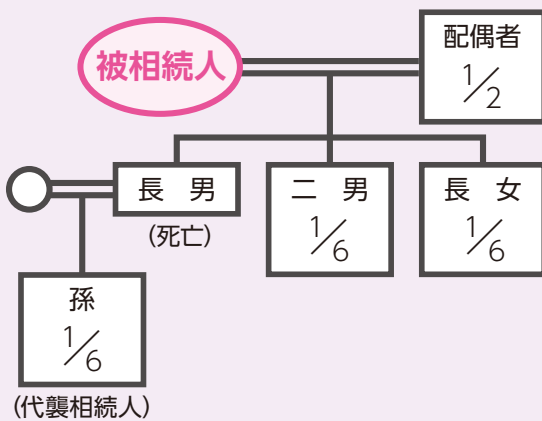
【兄弟姉妹(第3順位)が相続するケース】



※被相続人と配偶者との間に子どもがおらず、被相続人の父母が既に死亡しているケース

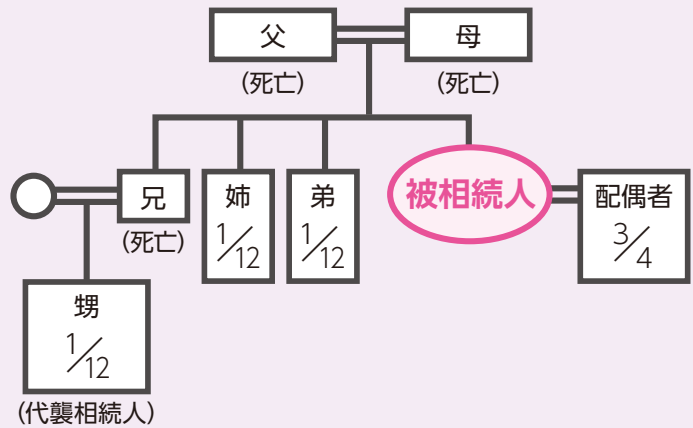


【代襲相続人*が相続するケース①】



*代襲相続人とは… 被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子ども・兄弟姉妹が死亡などしている時にその代わりに相続する子ども(孫)や兄弟姉妹の子ども(甥・姪)のこと

【代襲相続人*が相続するケース②】



*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

